

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 保険料の単独減免を行ったことにより生じた保険料の収納不足額に対する財政安定化基金の運営について
- 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について
- 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業の推進について
- 「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」の一部改正について

(合計 本紙含め13枚)

vol. 94

平成12年11月24日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。

事務連絡
平成12年11月24日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課

保険料の単独減免を行ったことにより生じた保険料の
収納不足額に対する財政安定化基金の運営について

標記について、いくつかの都道府県からの照会があったことを受け、今般、当課としての考え方を下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、内容に御留意の上、適切な事業運営に御配慮いただきますようお願ひいたします。

記

財政安定化基金の財源は、各市町村からの拠出金等で賄われているものであり、保険料の単独減免により生じた収納不足額については、減免措置を講じている市町村と講じていない市町村との公平を図る観点から、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第6条第5項の規定に基づき交付事業の対象とせず、貸付事業による対応とすることが適当であること。

この場合において、保険料の単独減免により生じた収納不足額について一般財源織入により充当するときは、当該一般財源織入の額の範囲内では会計上不足額が生じないため、当該一般財源織入の額については、交付事業及び貸付事業の対象とはならないこと。

なお、具体的な交付額及び貸付額の算定に当たっては、別添を参考とされたいこと。

保険料の単独減免により生じた収納不足額がある場合の交付額及び貸付額の算定

【前提】

- ① 事業運営期間の最終年度の場合とする。
 - ② 初年度及び次年度においては、貸付額は生じていないものとする。
 - ③ 基金事業対象比率は、1とする。
 - ④ 保険料収納下限額は、考慮しない。
- (事業運営期間の初年度及び次年度の場合における取扱いについても、交付額の算定を行うことを除き、同様である。)

【(1) 保険料減免を行わない場合】

① 給付費見込みよりも給付費実績が小さかった場合

給付費見込(保険料分)	100
給付費実績(保険料分)	90
保険料収納見込	100
保険料収納実績	70

不足額 20

$$\text{予定保険料収納額} - \text{実績保険料収納額} = 100 - 70 = 30 \quad \dots \text{a}$$

$$\text{基金事業対象費用} - \text{基金事業対象収入} = 90 - 70 = 20 \quad \dots \text{b}$$

財政安定化基金による対応 交付 : 10 = 20/2

貸付 : 10 = 20-10

* 交付額は、a、bのうち、小さい額の 1/2。

貸付額は、bから交付額を控除した額。

② 給付費見込みよりも給付費実績が大きかった場合

給付費見込(保険料分)	100
給付費実績(保険料分)	110
予定保険料収納額	100
実績保険料収納額	70

不足額 40

$$\text{予定保険料収納額} - \text{実績保険料収納額} = 100 - 70 = 30 \quad \dots \text{a}$$

$$\text{基金事業対象費用} - \text{基金事業対象収入} = 110 - 70 = 40 \quad \dots \text{b}$$

財政安定化基金による対応 交付 : 15 = 30/2

貸付 : 25 = 40-15

* 交付額は、a、bのうち、小さい額の 1/2。

貸付額は、bから交付額を控除した額。

【(2) 一般財源繰入をせずに保険料の単独減免を行う場合】

① 給付費見込よりも給付費実績が小さかった場合

給付費見込(保険料分)

100

給付費実績(保険料分)

90

予定保険料収納額

100

実績保険料収納額

70

10 10

不足額 20

$$\text{予定保険料収納額} - \text{実績保険料収納額} = 100 - 70 = 30 \cdots a$$

$$\text{基金事業対象費用} - \text{基金事業対象収入} = 90 - 70 = 20 \cdots b$$

財政安定化基金による対応 交付 : 5 = (20-10 [繩掛け部分]) / 2

貸付 : 15 = 20-5

※ 交付額は、a、bのうち、小さい額の 1/2。ただし、保険料の単独減免による収納不足額（繩掛け部分）があるため、当該額から控除した上、算定。
 貸付額は、bから交付額を控除した額。

② 給付費見込よりも給付費実績が大きかった場合

給付費見込(保険料分)

100

給付費実績(保険料分)

110

予定保険料収納額

100

実績保険料収納額

70

10 30

不足額 40

$$\text{予定保険料収納額} - \text{実績保険料収納額} = 100 - 70 = 30 \cdots e$$

$$\text{基金事業対象費用} - \text{基金事業対象収入} = 110 - 70 = 40 \cdots b$$

財政安定化基金による対応 交付 : 10 = (30-10 [繩掛け部分]) / 2

貸付 : 30 = 40-10

※ 交付額は、a、bのうち、小さい額の 1/2。ただし、保険料の単独減免による収納不足額（繩掛け部分）があるため、当該額から控除した上、算定。
 貸付額は、bから交付額を控除した額。

【(3) 一般財源繰入により保険料の単独減免を行う場合】

① 給付費見込よりも給付費実績が小さかった場合

給付費見込(保険料分)	100	
給付費実績(保険料分)	90	
予定保険料収納額	90	10
実績保険料収納額	60	20 ← 10

不足額30

$$\text{予定保険料収納額} - \text{実績保険料収納額} = 90-60=30$$

$$\text{基金事業対象費用} - \text{基金事業対象収入} = 90-60=30$$

財政安定化基金による対応
支付 : 5 = (30-10 [減免による不足額] - 10 [繰入分]) / 2
貸付 : 15 = 30-5-10 [繰入分]

※ 支付額は、a、bのうち、小さい額の1/2。ただし、保険料の単独減免による収納不足額（～一般財源繰入を前提とした減免の予定額を超えた分～網掛け部分）及び一般財源繰入があるため、当該額から控除した上、算定。

貸付額は、bから支付額を控除した額。ただし、一般財源繰入があるため、当該額から控除した上、算定。

② 給付費見込よりも給付費実績が大きかった場合

給付費見込(保険料分)	100	
給付費実績(保険料分)	110	
予定保険料収納額	90	10
実績保険料収納額	60	40 ← 10

不足額50

$$\text{予定保険料収納額} - \text{実績保険料収納額} = 90-60=30$$

$$\text{基金事業対象費用} - \text{基金事業対象収入} = 110-60=50$$

財政安定化基金による対応
支付 : 5 = (30-10 [減免による不足額] - 10 [繰入分]) / 2
貸付 : 35 = 50-5-10 [繰入分]

※ 支付額は、a、bのうち、小さい額の1/2。ただし、保険料の単独減免による収納不足額（～一般財源繰入を前提とした減免の予定額を超えた分～網掛け部分）及び一般財源繰入があるため、当該額から控除した上、算定。

貸付額は、bから支付額を控除した額。ただし、一般財源繰入があるため、当該額から控除した上、算定。



老発第787号
平成12年11月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、特段の御配慮をいただいているところであるが、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)の別添3「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日より施行することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周知徹底を図られたい。

なお、本事業は、社会福祉法人の自主的な判断に基づくものであるが、都道府県及び市町村においては、管内社会福祉法人に対し、積極的な実施を依頼するとともに、社会福祉法人が実施すると判断した場合には、必ず実施できる体制を整えていただきたい。また、本事業を必要とする方に利用しやすいものにする観点から、市町村に相談窓口を設置する等住民に対する制度の周知徹底に特段のご配慮をお願いしたい。

記

1 3の(7)に次を加える。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に係る利用者負担を減免する社会福祉法人については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が5%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

2 4の(3)中「社会福祉法人が実施する」の前に「市町村又は」を加え、「例外的に」を削り、「社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ」を「社会福祉事業を経営する」に改める。

改正前

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額減免措置実施要綱

1 目的
体所持で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行うことにより、社会的な支援面にかんがみ、その社会的公私負担を減免することを目的とするものである。

2 対象主体
市町村

3 対象方法
 (1) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長(法人所轄庁が厚生大臣である場合は厚生省若しくは中核市市長若しくは中核市市長)及び都道府県知事が厚生大臣である場合は厚生省若しくは中核市市長若しくは中核市市長に對して、申請書類を提出する。
 (2) 中出を受ける者は、中出を受ける者に對して、申請書類を提出する。
 (3) 村參者は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設サービスを受ける。
 (4) 減免の対象者は、市町村民税世帯非課税である者と、介護保険の高額介護サービスの上限額が最も低い所得区分に属する者その他これらに連する者とする。
 (5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象であるか決定した上で、確認証を交付する。確認証の内容に基づき利用料の減免を行おう。
 (6) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。
 (7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した結果(助成措置のある市町村を除むるものに限る)のうち、当該法人の本業収入(減免対象の介護保険サービスに属するものに限る)に対する一定割合(おもむね1%)を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

改正後

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額減免措置実施要綱

1 目的
社会福祉法人等が、その社会的公私負担を減免することを目的とするものである。

2 対象主体
市町村

3 対象方法
 (1) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長(法人所轄庁が厚生大臣である場合は厚生省若しくは中核市市長若しくは中核市市長)及び都道府県知事が厚生大臣である場合は厚生省若しくは中核市市長若しくは中核市市長に對して、申請書類を提出する。
 (2) 中出を受ける者は、中出を受ける者に對して、申請書類を提出する。
 (3) 村參者は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設サービスを受ける。
 (4) 減免の対象者は、市町村民税世帯非課税である者と、介護保険の高額介護サービスの上限額が最も低い所得区分に属する者その他これらに連する者とする。
 (5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、中出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者に對しては、確認証の内容に基づき利用料の減免を行おう。
 (6) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。
 (7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した結果(助成措置のある市町村を除むるものに限る)のうち、当該法人の本業収入(減免対象の介護保険サービスに属するものに限る)に対する一定割合(おもむね1%)を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

名は、指定介護老人福祉施設（特別養老老人ホーム）による利用者負担を
する社会福祉法人については、税を統括のうち、当該施設の運営に関する
べき費用に対する割合が5%を越える部分について、

留音集

1



老 計 第 5 0 号
平成 12 年 11 月 24 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省老人保健福祉局計画課長

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額減免措置事業の推進について

- 標記事業の実施については、特段の御配慮をいただいているところであるが、本事業の一層の推進を図るため、下記の事項について御留意の上、本事業の適正かつ円滑な運営に御配慮いただくとともに、管内市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周知徹底を図られるようご配慮いただきたい。

記

- 平成 12 年 11 月 24 日老発第 787 号老人保健福祉局長通知により、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）の別添 3 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の一部が改正されたこと。
- 当該減免の対象者は、要綱 3 (4) のとおり、市町村民税世帯非課税であつて特に生計が困難である者、具体的には、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者その他これに準ずると市町村が認めた者であるが、「これに準ずると市町村が認めた者」とは、介護保険料徴収に係る第 2 段階の所得区分に属しており、かつ、所得や資産の状況等により特に生計が困難であると認められる者をいうこと。

なお、当該減免措置の対象者は、上記基準に照らし、当該市町村における第 1 号被保険者の中で最も生計が困難な者から 1 割程度の範囲内までとすること。

老計第46号
平成12年11月21日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 設
中核市

厚生省老人保健福祉局
計画課長

「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」の一部改正について

標記については、平成12年3月16日付老計第9号老人福祉計画課長通知（以下、「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日から施行することとしたので、遠慮のないようお取り計らい願いたい。

また、通知2の③の要件については、その必要性に関し、今後、引き続き検討することとしているので、貴職におかれでは、個別事例に応じ、適宜、各地域における実態等について、当職あて情報提供等をお願いしたい。

なお、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人に対しても、この旨周知を図られたい。

記

- 1 2の②中「20%以内」を「50%以内」に改める。
- 2 2の②中「緊急やむを得ない場合を除き」を「施設の規模、需要の充足度等の地域の特性に応じて都道府県がやむを得ないものとして認めた場合を除き」に改める。
- 3 4中「平成12年4月1日から」を「平成13年1月1日から」に改める。

別紙

「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」（平成12年3月16日付老計第9号）
の一部改正について（下線部分は改正部分）

新	旧
1 基本的考え方 (略)	1 基本的考え方 (略)
2 特別養護老人ホームへの転換における要件 (略)	2 特別養護老人ホームへの転換における要件 (略)
<p>① 特別養護老人ホームの入所待機者があるなど、特別養護老人ホームの整備が不足している地域であって、かつ、特別養護老人ホームへの転換を行っても、地域の短期入所サービスの需要に応じられること。</p> <p>② 特別養護老人ホームに転換する老人ショートステイ床数は、1施設あたり、原則として当該施設の老人ショートステイ床数の50%以内となっていること。</p>	<p>① 特別養護老人ホームの入所待機者があるなど、特別養護老人ホームの整備が不足している地域であって、かつ、特別養護老人ホームへの転換を行っても、地域の短期入所サービスの需要に応じられること。</p> <p>② 特別養護老人ホームに転換する老人ショートステイ床数は、1施設あたり、原則として当該施設の必要性にかんがみ、転換後の老人ショートステイ床が10床未満となるものについては、施設の規模、需要の充足度等の特性に応じて都道府県がやむを得ないものとして認めた場合は除き、10床未満となる老人ショートステイ床部分は、転換を認めないと。</p>

新	旧
③ 転換による特別養護老人ホームの増床数が、都道府県介護保険事業支提計画における平成16年度の特別養護老人ホームの必要入所定員総数の範囲内であること。	③ 転換による特別養護老人ホームの増床数が、都道府県介護保険事業支提計画における平成16年度の特別養護老人ホームの必要入所定員総数の範囲内であること。
④ 都道府県において、関係市町村と協議した上で、1年から5年程度を期間とする転換の計画が定められていること。なお、緊急に対応する必要がある場合には、当該計画の作成が事後となつても差し支えない。	④ 都道府県において、関係市町村と協議した上で、1年から5年程度を期間とする転換の計画が定められていること。なお、緊急に対応する必要がある場合には、当該計画の作成が事後となつても差し支えない。
⑤ その他、必要に応じ都道府県、指定都市及び中核市が地域の実情を踏まえて設定する条件が算たされていること。	⑤ その他、必要に応じ都道府県、指定都市及び中核市が地域の実情を踏まえて設定する条件が算たされていること。
3 転換に伴う財産処分手続等 (略)	3 転換に伴う財産処分手續等 (略)
4 対施期間 本通知の取扱いを行う期間は、平成13年1月1日から平成17年3月31日までとする。	4 対施期間 本通知の取扱いを行う期間は、平成12年4月1日から平成17年3月31日までとする。
5 その他 (1)～(4) (略)	5 その他 (1)～(4) (略)